

公益通報者保護制度のあり方に関する

懇談会における主な議論等(概要)

平成21年 8 月

内閣府国民生活局

○ 公益通報者保護制度の全体的な事項についての評価及び課題

- ・ 本制度により、早い段階で問題を発見し、是正が図られることは意味がある。
- ・ 公益通報については、法令違反行為等による第三者の権利・利益に対する侵害の防止・是正が最終的な目的であり、事業者における内部通報制度の運用にあたり、その制度の本質を曖昧にすべきではないとの指摘がある一方、通報・相談者の利便性や重要な情報を広く収集するためにも、内部通報の対象は広く捉えることが望ましいとの指摘もあった。
- ・ 本制度は、事業者内部でのコミュニケーションによる違法行為の是正等が機能しない場合の緊急のルートであるという指摘があった。

○ 公益通報者保護制度をめぐる当事者についての評価及び課題

- ・ 事業者に対して、内部通報制度の整備が自らの事業の遂行にとって有益だという認識を促すことにより、その導入を促進していく必要あり。
- ・ 小規模な企業では、公益通報者保護制度の認識等が不十分であり、まずは業界団体等を通じての普及促進を行っていくことが必要であると考えられる。
- ・ 労働者にとっても、内部通報窓口の整備や意識の変化により公益通報保護制度を利用しやすくしていく必要あり。

○ 結び

- ・ 効果的な普及啓発や民間事業者の取組の促進策等について検討が必要である。
- ・ 今後、懇談会の検討の経緯等にも留意した消費者委員会での議論が期待される。